

平成25年度

(一) 土渕杉山田線(福部羅橋)
G706-20 地方特定道路整備工事(橋梁補修)

特記仕様書(当初)

平成25年9月

仙北地域振興局建設部

1. 共通仕様書の適用

本工事の施工にあたっては、秋田県制定 土木工事共通仕様書 平成25年4月1日以降適用にもとづき実施しなければならない。

2. 共通仕様書に対する特記事項

土木工事共通仕様書に対する特記仕様事項は次のとおりとする。

第1編 共通編

第1章 総則

1-1 交通安全管理

本工事の施工にあたっては、(一) 土淵杉山田線(福部羅橋)に交通誘導員を配置するものとする。

なお、詳細については、監督職員と協議するものとする。

1-2 官公庁等への手続等

請負者は、工事着手前に道路交通法第77条第1項による道路使用許可を受け、その写し及び許可条件等を監督職員に提出するとともに、関係機関(関係市、消防、交通機関等)に所定の用紙に基づいて連絡すること。

1-3 現場発生品

従来施設の撤去により発生する伸縮装置については、大仙市飯田地内(飯田高架橋下)に搬入するものとする。

なお、搬入にあたっては、事前に監督職員と協議しなければならない。

1-4 現地調査及び照査

契約書及び共通仕様書にもとづき現地精査及び設計照査のうえ製作施工するものとする。なお、これに要する費用について共通仮設費に含まれているものとする。

1-5 段階確認

土木工事共通仕様書段階確認一覧表により指定された工種に、次の工種を追加するものとする。

種別	細別	確認時期	確認事項
沓座補修工	鉄筋工	施工完了時	材料および配筋の設計図書との対比

1-6 規格値

共通仕様書に記載の無い工種を施工管理する場合においては、監督職員と協議のうえ設定した管理値を規格値に相当する数値基準として採用するものとする。

第2章 材料

2-1 無収縮モルタル

沓座補修工に使用する無収縮モルタル(セメント系)は、プレミックス製品を標準とし、配合については監督職員の承諾を得る事。

2-2 伸縮装置

伸縮装置の仕様は、次のとおりとする。(P4橋脚除く)

- ・積雪地用、誘導板付き、非排水構造、伸縮量20mm
- ・鋼製

第3章 一般施工

3-1 沓座補修

施工時および施工後に桁の沈下が無いよう、桁の基準高管理を随時行い、監督職員に報告すること。

3-2 塗料一般

塗料の色合いは監督員と別途協議し決定する。

3-3 塗装回数及び使用量

塗装に係る塗料の種類、塗装回数及び各層毎の使用量は鋼道路橋塗装・防食便覧(H17.12改訂)のとおりとする。

3-4 他工事との関連

同時期に発注される他工事(G706-30)と工程及び作業計画等について充分調整を図った上で工事を進めるものとする。

第4章 その他

4-1 現場発生品

運搬後の既設高欄は重量を測定し、取り下ろし場所に工事番号及び重量を明示するとともに、監督職員に重量を報告するものとする。

平成25年度

(一) 土渕杉山田線（福部羅橋）
G706-20 地方特定道路整備工事（橋梁補修）

現場説明書

〔現場説明事項（条件明示）〕

平成25年9月

仙北地域振興局建設部

工事番号 : G706-20
工 事 名 : 地方特定道路整備工事 (橋梁補修)
工事場所 : 大仙市協和小種 (福部羅橋)
発注機関 : 仙北地域振興局建設部

1. 工期関係

工事期限は、平成26年3月20日までとします。

2. 仕様書

本請負契約における仕様書とは、秋田県土木工事共通仕様書(平成25年4月1日以降適用)及び本工事の特記仕様書をいいます。

3. 現場説明事項 (条件明示)

(1) 工事全般

・当該工事における施工条件について、明示されなかった新たな事項が発生した場合は、別途協議します。

(2) 工程関係

・当該工事において、他の管理者等より施工時間帯等の制約を受けた場合は別途協議します。

(3) 安全対策関係

・工事期間中の交通管理として、交通誘導員【交替要員無し】(B)を合計36人日計上しています。なお、警察等との協議により変更が必要な場合は別途協議します。

(4) 工場製品輸送

・輸送の基地は秋田市 (L=32.8km)として見積もって下さい。落札者が最寄りの工場を所有する場合は設計変更します。

(5) 関係機関との協議事項

・河川管理者との協議は平成25年10月中旬に成立するものとして見積もって下さい。
・上記により難しい場合は別途協議します。

(6) 建設副産物

・当該工事で発生するコンクリート殻（無筋）は大仙市大沢郷宿地内の(株)斉兵組（L=2.1km）に搬出し、中間処理を行うものとし見積もって下さい。

なお、処理施設に搬入できない廃棄物が発生した場合は、別途協議します。

(7) 仮設

・吊足場（橋脚周り足場）は全工程に必要な期間の損料（供用日数：12日）として見積もって下さい。

なお、別途発注工事（G706-30）と共用するものとし、その期間も供用日数に含まれている事として見積もって下さい。

・朝顔は吊足場設置後の全工程に必要な期間の損料（供用月数：0.3月）として見積もって下さい。

なお、別途発注工事（G706-30）と共用するものとし、その期間も供用月数に含まれている事として見積もって下さい。

・シート張防護（吊足場）は塗装の全工程に必要な期間の損料（供用月数：0.2月）として見積もって下さい。

なお、別途発注工事（G706-30）と共用するものとし、その期間も供用月数に含まれている事として見積もって下さい。

・板張防護はケレン（ブラスト）時に必要な期間（供用月数：0.1月）の損料として見積もって下さい。

なお、別途発注工事（G706-30）と共用するものとし、その期間も供用月数に含まれている事として見積もって下さい。

・枠組足場（シート含む）は、別途発注工事（G706-30）と共用するものとして見積もって下さい。

(8) その他

- ・工事現場で使用する車両及び建設機械等の燃料として、地方税法に違反する軽油等（不正軽油）を使用しないで下さい。
- ・施工に伴い、支障となる物件が発生した場合は、別途協議とします。
- ・既設構造物の撤去および復旧が必要となった場合は、別途協議とします。
- ・工事用除雪が必要な場合は別途協議します。
- ・P1～P3橋脚間については、資機材の搬入及び搬出は河川下流側から行う事として見積もって下さい。
- ・金属溶射は、常温金属溶射（MS工法）として見積もって下さい。
- ・金属溶射の素地調整（ブラスト）後にブラスト材の処分が必要な場合は別途協議とします。
- ・パイルベント基部防食は、紫外線硬化型ポリエステル樹脂製FRPシート（ウルトラパッチ）として見積もって下さい。
- ・パイルベント基部防食の清掃・水洗い及び素地調整は別途発注工事（G706-30）で施工する事として見積もって下さい。
- ・P4橋脚の伸縮継手補修は、乾式止水材（バリアレックス）として見積もって下さい。
- ・沓座モルタル補修（A1～P3）は、電力に関する経費、コンクリートブレイカ、ピックハンマ、油圧ジャッキ、油圧ジャッキ仮設材（ベースプレート）、手動油圧ポンプ、ディスクサング、電気ドリル、空気圧縮機の損料及び運転経費、鉄筋、型枠材、アンカー材、無収縮モルタル、フェル等の材料費、損耗費等、仮置き場または運搬トラックまでの殻運搬が含まれているものとして見積もって下さい。
- ・沓座モルタル補修（A1～P3）【1基当たり】は、橋梁世話役2.129人、橋梁特殊工6.237人、特殊作業員2.921人、普通作業員1.98人、諸雑費率27%として見積もって下さい。
- ・無収縮モルタルの養生は特殊養生を見込んでいるものとして見積もって下さい。
- ・ひび割れ注入のシール材は10.2kg/100m、注入材は0.223kg/100mとして見積もって下さい。
- ・塗装の施工に関して養生等が必要な場合は別途協議とします。

~~最低制限価格（または調査基準価格）は、工場製作品（工場製作工に計上している製品）の単価を直接製作費として算定しています。（削除）~~

4. 参考図書

設計図書の外に提示する「参考図書」については、入札参加者の迅速な見積りに対しての資料として提示するもので、請負契約上拘束するものではないので留意して下さい。

5. 積算

工事費の積算は、以下の積算基準に基づき実施しています。

- (1) 土木工事標準積算基準書〔共通編〕(平成24年10月以降適用) 秋田県建設部
- (2) 土木工事標準積算基準書〔道路編〕(平成24年10月以降適用) 秋田県建設部
- (3) 土木工事標準積算基準書〔参考資料〕(平成24年10月以降適用) 秋田県建設部
- (4) 建設機械等損料算定表(平成24年10月以降適用) 秋田県建設部

6. 設計変更に伴う契約変更の取扱い

(1) 設計変更の手続き

土木工事に係る設計変更は、その変更が生じた都度、総括監督職員がその変更の内容を掌握し、当該変更の内容が予算の範囲内であることを確認したうえ「工事打合せ簿」により監督職員を通じて行うものとします。ただし、変更内容が極めて軽微なものは、監督職員ができるものとします。

(2) 契約変更の手続き

設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとします。ただし、軽微な設計変更に伴うものは、工期の末に行うことをもって足りるものとします。

(3) 軽微な設計変更

軽微な設計変更に伴うものとは、次に掲げるもの以外のものをいいます。

- 1) 構造、工法、位置、断面等の変更で重要なもの
- 2) 工事打合せ簿による変更見込金額の合計額が当該契約金額の30%又は1千万円をこえるもの